

デイサービスセンターなかま運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置運営するデイサービスセンターなかま（以下「事業所」という。）が行なう指定通所介護および第1号事業（通所型予防給付相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員（以下「職員」という。）が、要介護状態または要支援状態または総合事業対象者にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

2 第1号事業（通所型予防給付相当サービス）の提供にあたっては、要支援状態・事業対象者となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行なう事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消を図る。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称 デイサービスセンターなかま

所在地 鯖江市神明町5丁目5番37号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行なう。また、居宅介護支援事業所等、他の機関との連携、利用申し込みに係る調整、通所介護計画または通所型予防給付相当サービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

利用者またはその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行う。また、居宅介護支援事業所等他の機関との連携、利用申し込みに係る調整、職員に対する助言および技術指導を行う。

(3) 看護職員 1名以上

利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携、調整等を行う。

(4) 介護職員（介護福祉士） 4名以上（2名以上）

事業の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他の職員（送迎等）

事業の提供にあたる

(通所介護計画等の作成)

第5条 通所介護計画等は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載し、多職種の職員と共同して作成する。

- 2 既に居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は当該居宅サービス計画等の内容に沿って通所介護計画等を作成する。
- 3 利用者の居宅サービス計画等が作成されていない場合は、利用者およびその家族等との面談を通じ、利用者等の意向を確認したうえで通所介護計画等を作成する。
なお、通所介護計画等作成後に居宅サービス計画等が作成された場合は、当該通所介護計画等が居宅サービス計画等に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更するものとする。
- 4 作成した通所介護計画等の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 5 通所介護計画等を作成した際には、当該通所介護計画等を利用者に交付する。
- 6 それぞれの利用者について、通所介護計画等に従った事業の実施状況および目標の達成状況の記録を行う。
- 7 個別機能訓練計画の作成および実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し心身の状況に応じた機能訓練を適切に行うものとする。
- 8 職員が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行う。
- 9 職員が利用者宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者宅を訪問した上で、当該利用者またはその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行う。
- 10 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、運動器機能向上計画を作成し、当該計画に基づいて実施し、定期的に記録する。
- 11 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価する。

(営業日およびサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日およびサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- (2) 休業日 日曜日、12月31日～1月3日
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時

(事業の利用定員)

第7条 事業の利用定員は、30名とする。

- 2 事業所は、利用定員を超えて事業の提供を行わない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

送迎 入浴 食事 日常生活動作の機能訓練 健康チェック レクリエーション
運動器機能向上サービス
(利用料等)

第9条 事業提供に係る利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者ごとの負担割合を乗じて得た額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、事業に係る介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費 600円(おやつ代を含む)

(2) その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

4 利用予定日の午前8時30分以降に利用の申し出をされた場合、取消料として下記の料金を徴収するものとする。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は徴収しないこととする。

利用予定日の午前8時30分までに、中止の申し出があった場合	無料
利用予定日の午前8時30分以降に、中止の申し出があった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

5 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用毎に区分)について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、鯖江市内、福井市(浅水町限定)とする。

(事業提供にあたっての留意事項)

第11条 事業の提供にあたり、把握された課題、当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な事業の提供に努める。

2 事業の提供にあたり、運動器機能向上サービスの提供は、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

3 事業の提供にあたり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識する。

4 事業の提供にあたり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う事業の提供は行なわないとともに、安全管理体制等の確保を図ることを通じて、利用者の安全面に最大限配慮する。

5 事業の提供にあたり、転倒等を防止するための環境整備に努める。

6 事業の提供にあたり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な事業の内容とするよう努める。

7 事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行なうとともに、主治医とも連携を図りつつ、常にその改善を図って行く。

8 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用する事ができるような方法による事業の提供に努める。

9 事業の提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図る事その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

10 事業の提供にあたっては、通所介護計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

11 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者またはその家族に対し、事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

12 事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって事業の提供を行うものとする。また、認知症である利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した事業の提供ができる体制を整えるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 事業者は、事前に利用者に対して、次に定める事項について留意するよう指示を行う。

(1) 主治医からの指示事項等がある場合には申し出ること

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること

- (3) 貴重品については、自己責任のもと管理すること
- (4) 事業所の設備および備品について、本来の用途に反する方法により使用したり、事務所外に持ち出したりしないこと
- (5) 許可なく危険物を持ち込まないこと
- (6) 動物を持ち込む場合は事前に相談すること
- (7) 指定した場所以外で火気（タバコを含む）を使用しないこと
- (8) 事業所内で宗教活動、政治活動または営利行為等を行わないこと
- (9) 他人に対し暴力または恐喝その他迷惑を及ぼす行為を行わないこと
- (10) その他各法令および社会通念等に反する行為を行わないこと
(サービス提供拒否の禁止およびサービス提供困難時の対応)

第13条 事業者は、次の各号に定める理由がある場合を除き、事業の提供を拒まないこととする。

- (1) 事業所の現員からは、利用申し込みに応じ切れない場合
- (2) 利用申し込み者の居住地が、第10条に定める通常の事業の実施地域以外である場合
- (3) その他利用申し込み者に対し、自ら適切な事業を提供することが困難な場合

2 前項各号に定める理由により、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申し込み者の担当の居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介、その他必要な措置を講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業所は、事業の提供を行っているときに病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、職員に周知徹底を図るとともに、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、または鯖江市社会福祉協議会が定める協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。また、家族等に連絡するとともに、管理者、居宅介護支援事業者、市町村へも報告する。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置および整備
- (2) 防火管理者または火気、消防等についての責任者の選任
- (3) 「消防計画」ならびに風水害、地震、土砂災害および原子力災害等の「非常災害に関する具体的計画」の職員への周知
- (4) 非常災害時における関係機関への通報体制の整備および職員への周知
- (5) 第三号の計画に基づく、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施

2 避難訓練等の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

3 通所介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。災害時には避難等の指揮をとるものとする。

(苦情処理)

第16条 事業者は、事業の提供にかかる利用者およびその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

5 事業者は、提供した事業に関し介護保険法（以下「法」という。）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照

会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

6 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

7 提供した事業に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

8 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、退職後もこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

4 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、利用者に対するサービス提供等により、当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況および事故に際して行った処置について記録する。

4 事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止の対策を講じる。

(高齢者虐待防止)

第19条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第20条 事業者は原則として利用者に対して身体拘束は行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者や家族等に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがある。その場合は身体拘束を行った日時・理由及び態様な等についての記

録を行う。また、事業者として、身体拘束防止等の取り組みを積極的に行う。

- 1 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- 2 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- 3 一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(感染症対策)

第21条 事業者は、通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 2 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
- 3 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
- 4 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

(業務継続計画)

第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知させるとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(防犯対策)

第23条 事業所は、外部からの侵入および犯罪に対する防犯に努め、必要な設備の準備をおこなうとともに、避難、救出その他必要な研修をおこなうものとする。

- 2 安全管理責任者の選定や、防犯対策マニュアルの整備をおこなう。

(地域との連携)

第24条 事業者は、通所介護等の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(ハラスメント対策)

第25条 事業者は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 事業者は、職員の資質の向上のための研修の機会を設ける。その際、すべての通所介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、あわせて業務体制の整備にも努める。

- 3 風水害・降雪等の自然現象により、行政機関等から「警報」が発せられている場合（可能性も含む）、利用者・職員双方の安全を第一と考え、安全を確保するため、緊急処置的にサービスの時間変更、日程変更、サービスの中止の場合もありえることとする。
- 4 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、(1) および (2) については

その完結の日から5年間、(3)から(5)についてはその完結から2年間保存する。

- (1) 通所介護計画等
- (2) 提供した具体的な事業内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

5 この規程に定めるものの他、事業所の運営に関する重要事項は鯖江市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する

この規定は、平成13年1月4日一部改正

この規程は、平成17年2月1日一部改正

この規程は、平成17年11月1日一部改正

この規程は、平成18年4月1日一部改正

この規程は、平成20年4月1日一部改正

この規程は、平成24年4月1日一部改正

この規程は、平成26年4月1日一部改正

この規程は、平成27年4月1日一部改正

この規程は、平成27年8月1日一部改正

この規程は、平成29年4月1日一部改正

この規程は、平成30年4月1日一部改正

この規程は、令和3年4月1日一部改正